

特別養護老人ホーム 緑愛園

広報誌

ひだまり

発行日 令和5年7月14日

発行者 指定介護老人福祉施設
緑愛園

施設長 芦崎 祐公

住所 札幌市清田区北野1条
1丁目6-28

面会が自由になりました

6月19日から面会制限が解除となり、従来通りの自由面会となりました。さっそく多くのご家族様にご来園いただき、居住者様も大変喜ばれております。面会中に気になる事やご不明点等がございましたら、お気軽に近くの職員又は生活相談員までお声掛けください。

また、自由面会とはなりましたが、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染対策は継続しております。そのため、面会時は必ず不織布マスクの着用、手指消毒や検温のご協力をお願い申し上げます。外出・外泊やご飲食につきましては、現在解禁に向けて検討中でございます。決まり次第追ってご報告致します。

ご協力お願いします

下記証書類提出のご協力についてお知らせ致します。毎年この時期に新しい『後期高齢者医療被保険者証』（黄色）が発行されます。ご自宅に届いている方につきましては、医療機関を受診する際に必要となりますので、提出をお願い致します。

また、『後期高齢者医療限度額適用認定証』（黄緑色）や、介護保険にかかる『介護保険負担割合証』（黄緑色）等も郵送されている場合がございますので、お手元に届きましたらそちらも合わせて提出をお願い致します。

令和6年7月31日まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 6年 7月 31日
交付年月日	令和 5年 7月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広城市連合町 1 丁目
保 険 者	氏 名 広城 太郎 男
	生年月日 昭和 7年 7月 7日
資格取得年月	平成 20年 4月 1日
発 効 期 日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

新
黄色

後期高齢者医療
被保険者証

令和6年7月31日まで

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 6年 7月 31日
交付年月日	令和 5年 8月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広城市連合町 1 丁目
保 険 者	氏 名 広城 太郎
	生年月日 昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 5年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院 認定年月日	令和 5年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

新
黄緑色

後期高齢者医療限度額
適用認定証

介護保険負担割合証	
交付年月日	27年 8月 1日
番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
被 住 所	札幌市中央区北1条西2丁目
保 険 者	フリガナ カイゴ タロウ
	氏 名 介護 太郎
	生年月日 明治・大正(昭和) 5年 5月 5日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用 期間
1割	開始年月日 平成 27年 8月 1日 終了年月日 平成 28年 7月 31日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	0110115 札幌市中央区南3条西11丁目 札幌市中央区 電話番号011-231-2100

介護保険負担割合証

夏の行事日程

緑愛園では、今年も各フロアで夏の行事を開催する予定です。季節の行事の中でも“夏のイベント”は一番盛り上がる印象がございますので、職員としても今からとても楽しみです。

各フロア、下記の日程で開催予定ですので、ご確認ください。

- ・8月10日（木） 3階 虹の間 バーベキュー
- ・8月17日（木） 3階 風の間 夏祭り
- ・8月24日（木） 2階 森の間・大地の間合同 夏祭

面会制限中は、居住者様の行事参加時のご様子や、食事摂取状況等を見学いただく機会がございませんでした。先月から自由面会となっておりますので、この機会にご家族様にも足をお運びいただき、一緒にお楽しみいただければと存じます。

※ご家族様のマスクを外す行為（飲食等）はまだ制限させていただきますので、ご見学のみとなります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。



書道教室開催



お手本を見ながら真剣な顔つき

少し遅れましたが、5月に各フロアにて“春の書道教室”を開催致しました。季節に合わせてお手本を変えており、今回は春～夏に関わる単語を選定させていただきました。

居住者様は、筆を握ると真剣な顔つきに変わり、お手本を何度も見ながら一筆いっぴつ丁寧に書き上げておりました。普段みられないようなお姿が見られたり、意外な発見をすることができたりと、職員にとっても良い時間となりました。次回は秋頃を予定しております。

- あとがき -

今年6月19日より、面会制限を解除することができました。私は入職が平成31（令和元）年だったので、制限なしの状態を経験できたのはたった1年間でした。2年目からは、新型コロナウイルスが蔓延し始め、気が付くと何もかもが制限される状態となっております。面会方法も試行錯誤し、外にある非常階段のガラス越し面会から始まり→デイサービス玄関越し→面会室のパーテーション越し→面会室のみ15分制限と段階を踏んでいき、やっとここまで来ることが出来ました。やはり面会に来られたご家族様を目の前にする居住者様の顔は、とても良い表情をされております。ご家族の皆様につきましては、この約3年間制限によりたくさんご不便やご迷惑をおかけいたしました。これから、また新たな緑愛園としてスタートいたしますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

生活相談員 山口